

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る

計画段階環境配慮書の概要

平成29年4月

枚方京田辺環境施設組合

1

はじめに

京都府環境影響評価条例 の手続きの流れ

- 京都府環境影響評価条例は平成25年に改正され、事業計画の立案の段階で実施する環境影響評価手続（配慮書手続）を導入。
- 現在、事業計画を策定する前の配慮書の手続の段階。
- 今後、本手続を経て事業計画の策定を進めるとともに、環境影響評価に係る方法書以降の手続きを実施していく予定。

The flowchart illustrates the procedural flow of the Kyoto Prefecture Environmental Impact Assessment Ordinance, involving four main stakeholders: Residents (住民等), Business Operators (事業者), Prefectural Governor (知事), and Municipal Mayor (市町村長). The process is divided into several key stages:

- 事業の位置等の検討 (Business Location Review):** This is the current phase, highlighted in red. It involves the preparation of a **配慮書 (Consideration Book)** and a **複数案の比較検討 (比較検討) (Comparison of Multiple Cases)**. Stakeholders provide **意見 (Opinions)** on the **事業の位置等の決定 (Business Location Decision)**.
- アセスメント方法の決定 (スコーピング) (Assessment Method Decision (Scoping)):** This phase involves the preparation of a **方法書 (Method Book)** and an **アセス方法の案 (実施計画書) (Assessment Method Case (Implementation Plan))**. Stakeholders provide **意見 (Opinions)** on the **アセス方法決定 (Assessment Method Decision)**.
- アセスメントの実施 (Assessment Implementation):** This stage includes the implementation of surveys, predictions, and evaluations, as well as checks for environmental protection measures and environmental management plans.
- アセスメント結果について意見を聴く手続き (Procedure for Hearing Opinions on Assessment Results):** This phase involves the preparation of a **準備書 (Preparation Book)** and an **アセス結果の案 (準備書) (Assessment Results Case (Preparation Book))**. Stakeholders provide **意見 (Opinions)** on the **アセス結果の修正 (Assessment Results Revision)**.
- アセスメント結果の事業への反映 (Reflection of Assessment Results on Business):** This phase involves the preparation of an **評価書 (Evaluation Book)** and the **アセス結果の確定 (評価書) (Assessment Results Confirmation (Evaluation Book))**.
- 事業の実施 (Business Implementation):** This final stage includes the implementation of environmental protection measures and environmental management.

Additional notes include **事業の許認可等 (Business Licensing, etc.)** and **環境保全措置の実施 環境管理の実施 (Implementation of Environmental Protection Measures, Implementation of Environmental Management)**.

対象事業の目的・内容

事業者の名称等、事業の目的

第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

- 名称 : 枚方京田辺環境施設組合
- 代表者の氏名 : 枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
- 主たる事務所の所在地 : 大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

第一種事業の名称

- 名称 : 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業
- 種類 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

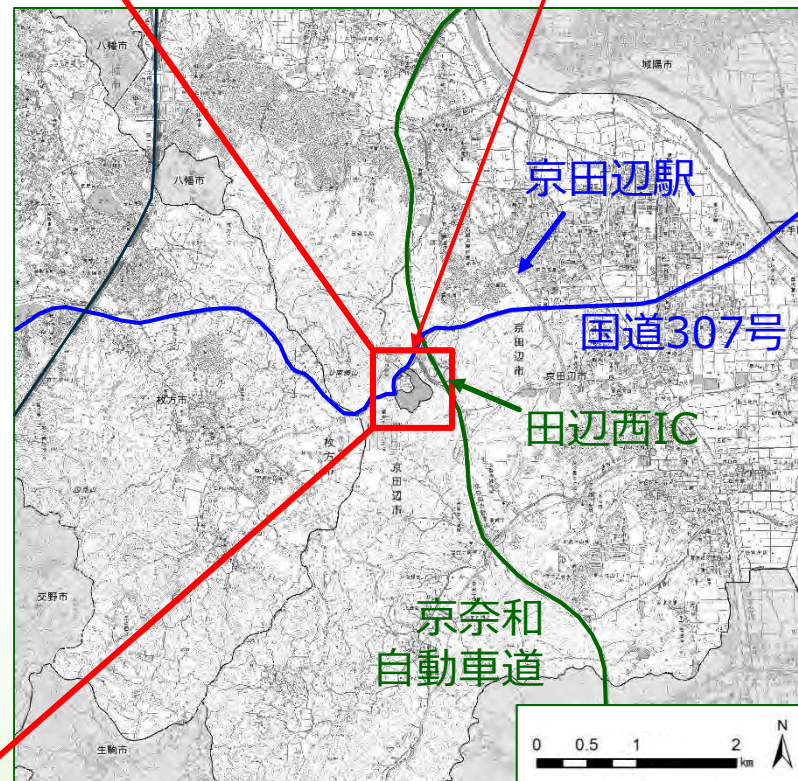
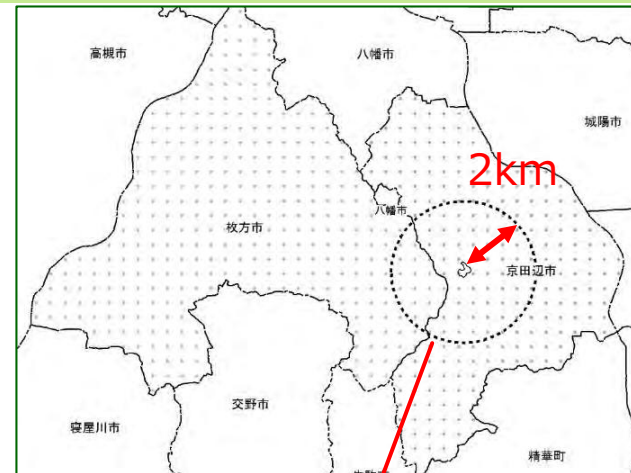
対象事業の目的

- ・ 枚方市では、東部清掃工場（平成20年12月稼働）と穂谷川清掃工場（昭和63年3月稼働）のうち、後者が老朽化したことから、新たな処理施設の整備が喫緊の課題。また、京田辺市では、環境衛生センター甘南備園焼却施設（昭和61年12月稼働）が老朽化したことから、後継施設の計画が必要であった。
- ・ 両市では、平成21年に「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を締結し、平成26年には可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定。さらに「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、「可燃ごみ広域処理施設」を共同で新たに建設し、ごみ処理を行うこととなった。

以上より、枚方市と京田辺市は共同で可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。


事業実施想定区域の位置

- 位置：京都府京田辺市田辺ボケ谷地内
 (既存の甘南備園に隣接した区域)



施設位置(事業実施想定区域)の検討経緯

- 枚方市では、枚方市内での候補地として、穂谷川清掃工場と東部清掃工場を「都市計画運用指針」(平成20年、国土交通省)等に示された基準等で検討した結果、東部清掃工場用地が最適とされたが、広域処理する場合には、京田辺市域にも適地を求めることが可能とされた。
- 京田辺市では、甘南備園で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、ごみ焼却場の位置及び面積等について十分に検討が行われている。さらに、計画位置等は都市計画運用指針等に示された考え方に、十分配慮されており、現在の土地利用状況等を考慮しても、甘南備園が最適とされた。
- 以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した。

- 
- その結果、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場より早いこと、それに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市の候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

以上を前提として定めた「ごみ処理施設整備基本構想」は、両市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなった。

- 環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備する。

（１）環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

（２）資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

（３）安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

（４）経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト（LCC）の低減を意識した施設とする。

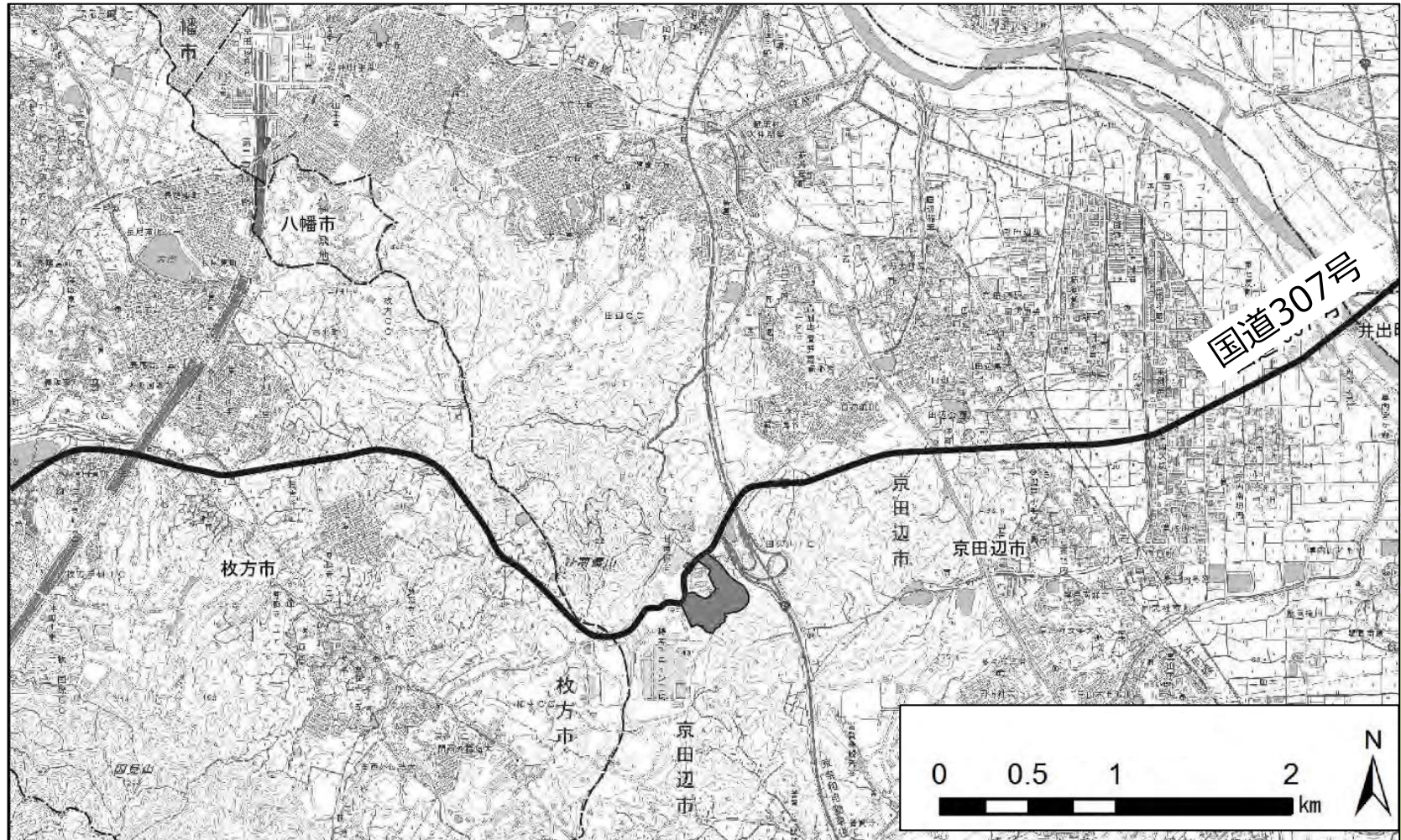
| 項目 | 内容 |
|------------|-------------|
| 種類 | ごみ処理施設 |
| 処理方式 | ストーカ式焼却炉 注1 |
| 施設規模（処理能力） | 168 t /日 注2 |

注1) ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注2) 施設の処理能力は、既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて想定。現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|--------|-------|---------------------------|--------|--------|------------------|-----------------------------------|-------|--------------------------------|-------------------|-------|--------------------------------|-------|-------|-----------------------------------|-------|--------|--------------------------|-----------------|-----|
| 大気 | 法令の排出基準、東部清掃工場の自主基準値もしくははより厳しい値を設定。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="334 332 937 396">項目</th> <th data-bbox="937 332 1605 396">排出基準等</th> <th data-bbox="1605 332 1864 396">計画目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="334 396 937 446">ばいじん (g/m³N)</td> <td data-bbox="937 396 1605 446">0.04以下</td> <td data-bbox="1605 396 1864 446">0.01以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="334 446 937 496">塩化水素 (HCl) (ppm)</td> <td data-bbox="937 446 1605 496">約430以下 (700mg/m³N以下)</td> <td data-bbox="1605 446 1864 496">10 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="334 496 937 546">硫黄酸化物 (SO_x) (ppm)</td> <td data-bbox="937 496 1605 546">K 値2.34 (数百ppm程度)</td> <td data-bbox="1605 496 1864 546">10 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="334 546 937 596">窒素酸化物 (NO_x) (ppm)</td> <td data-bbox="937 546 1605 596">250以下</td> <td data-bbox="1605 546 1864 596">20 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="334 596 937 646">ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)</td> <td data-bbox="937 596 1605 646">0.1以下</td> <td data-bbox="1605 596 1864 646">0.05以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="334 646 937 711">水銀 (μg/m³N)</td> <td data-bbox="937 646 1605 711">新設：30以下、既設：50以下</td> <td data-bbox="1605 646 1864 711">検討中</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 排出基準等 | 計画目標値 | ばいじん (g/m ³ N) | 0.04以下 | 0.01以下 | 塩化水素 (HCl) (ppm) | 約430以下 (700mg/m ³ N以下) | 10 以下 | 硫黄酸化物 (SO _x) (ppm) | K 値2.34 (数百ppm程度) | 10 以下 | 窒素酸化物 (NO _x) (ppm) | 250以下 | 20 以下 | ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N) | 0.1以下 | 0.05以下 | 水銀 (μg/m ³ N) | 新設：30以下、既設：50以下 | 検討中 |
| | 項目 | 排出基準等 | 計画目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ばいじん (g/m ³ N) | 0.04以下 | 0.01以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 塩化水素 (HCl) (ppm) | 約430以下 (700mg/m ³ N以下) | 10 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 硫黄酸化物 (SO _x) (ppm) | K 値2.34 (数百ppm程度) | 10 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 窒素酸化物 (NO _x) (ppm) | 250以下 | 20 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N) | 0.1以下 | 0.05以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水銀 (μg/m ³ N) | 新設：30以下、既設：50以下 | 検討中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水質 | <ul style="list-style-type: none"> 生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。(プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する方向で協議・調整を進めることとする。) 京田辺市公共下水道条例に基づく、排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準を計画目標値とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 悪臭防止法に基づく規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 悪臭 | 悪臭防止法に基づく規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 騒音・振動 | 法令の規制を受けないが、周辺の規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画。
- また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を結ぶ接続道路を設置する計画。



- 可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約1年間、プラント工事に約3年を要する。
- 完成までに約4年間の期間を要する。

| 項目/期間 | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 造成 工事 | 土木造成 | ■ | | | |
| | 設 計 | ■ | | | |
| プラント 工事 | 施設建設 | | ■ | | |
| | | | | | |

■ 生活環境

- ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- 施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- 建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択し、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。また、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- 施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

■ 自然環境

- 施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- 施設の建屋は、周辺環境に配慮した外観とする。
- 降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

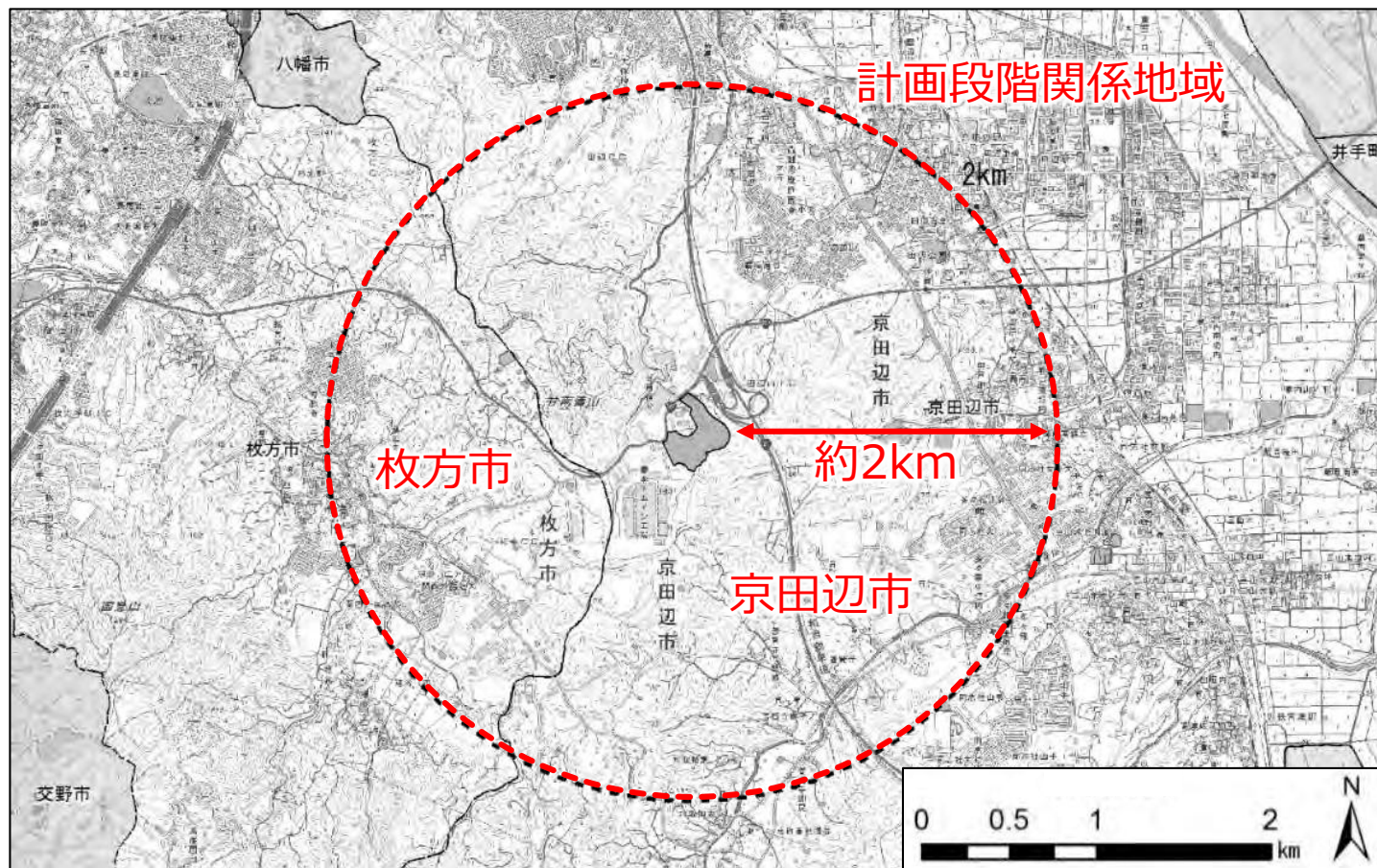
■ 資源循環・環境負荷

- プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用し、水の循環利用を図る。
- 「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- 施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- 工事の実施に伴う発生土は、事業計画地内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
- 焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用する。

計画段階関係地域の設定

計画段階関係地域の設定

環境影響を受けるおそれがある地域（計画段階関係地域）は、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される位置を十分に包含する範囲として、事業実施想定区域の中心から半径約2kmの範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）を設定。

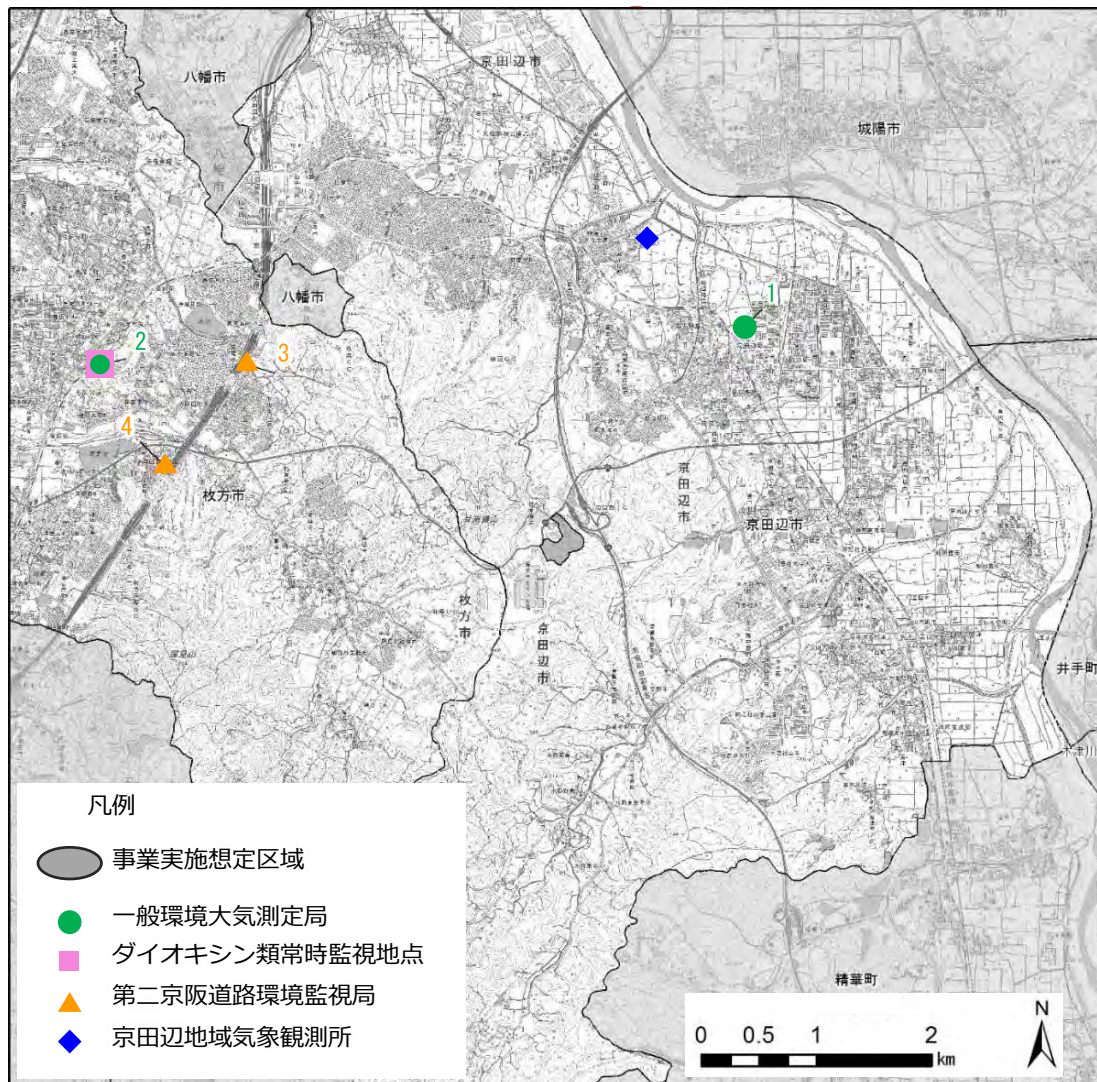


・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。

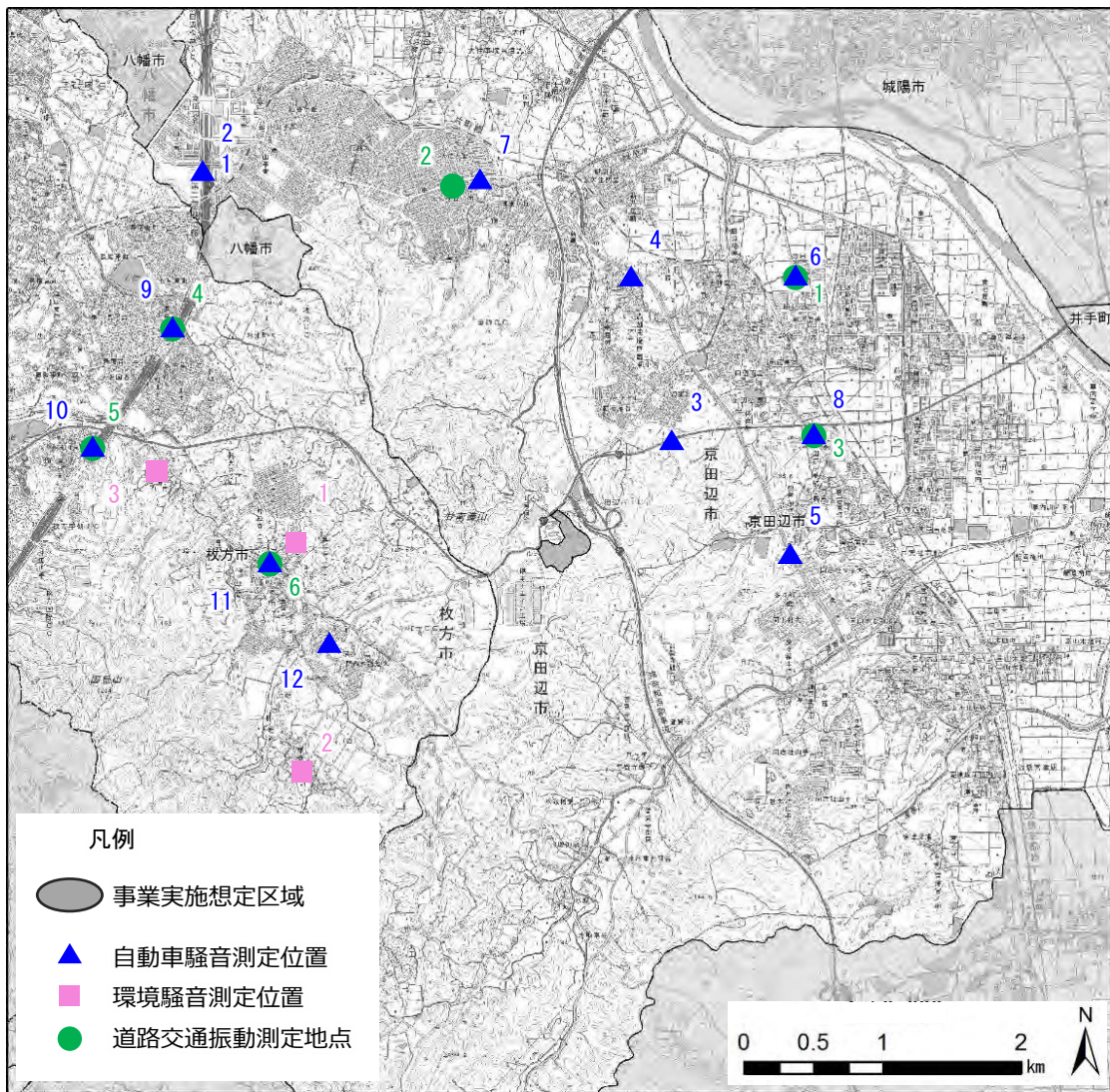
・本施設の近傍に位置し、処理能力が本施設よりも大きい既設の枚方市東部清掃工場整備に係る環境影響評価の排ガス拡散予測（焼却施設処理能力：400t/日、煙突高さ：100m）では、年平均値の最大着地濃度出現予想距離は煙突から0.8kmの位置と予測されている。この2倍距離は1.6km。

主な地域の概況

- 各測定局において、主要項目であるSO₂、NO₂、SPM、ダイオキシン類の平成26年度測定結果は、いずれも環境基準を満足している。
- 事業実施想定区域に隣接する住居はなく、最寄住居は約500m離れている。



- 自動車騒音は、測定地点のうち京田辺市の4地点、枚方市の1地点で環境基準を超過しているが、全ての地点で要請限度値は下回っている。
- 環境騒音は3地点とも、昼間、夜間ともに環境基準を満足している。
- 道路交通振動は、全ての地点で要請限度を満足している。

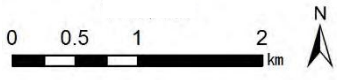
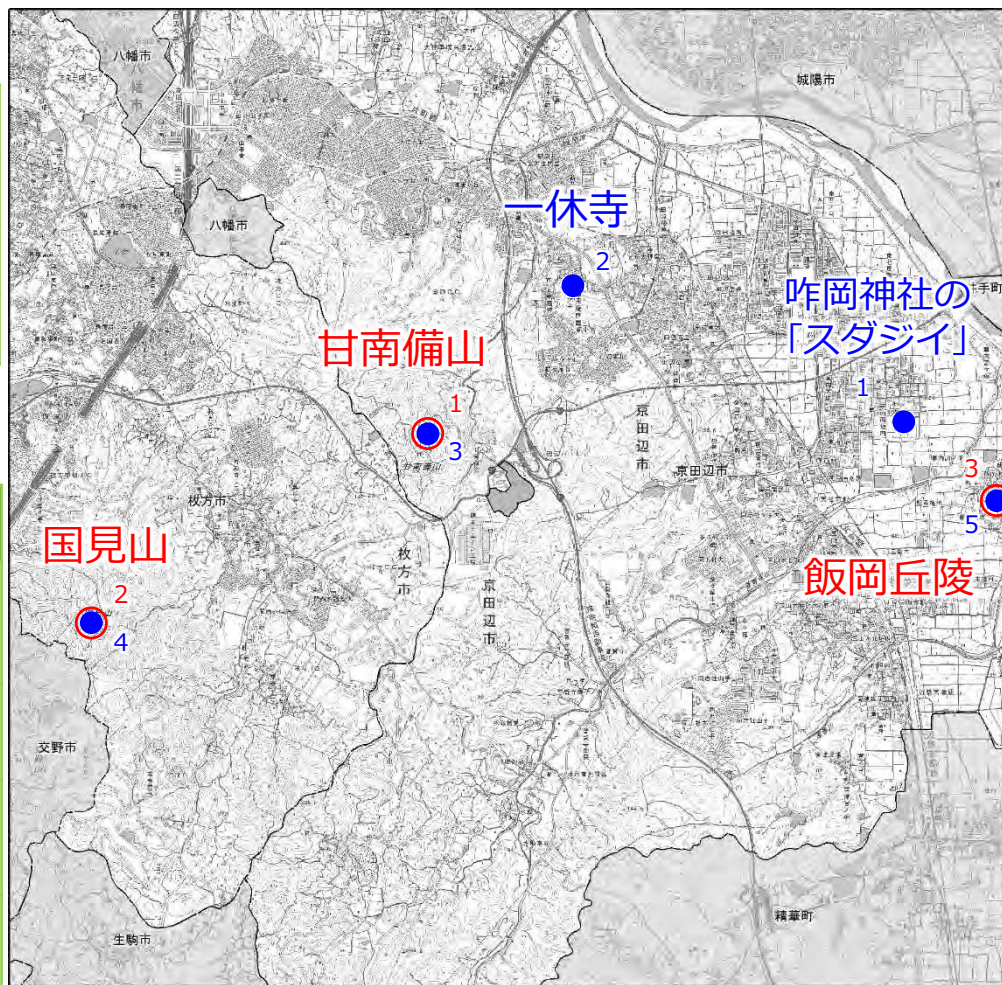


主要な眺望点




| | 名称 | 種類 |
|---|------|-------|
| 1 | 甘南備山 | 眺望点 |
| 2 | 国見山 | 眺望点 |
| 3 | 飯岡丘陵 | 地形・地質 |

景観資源

| | 名称 | 種類 |
|---|-------------|--------------|
| 1 | 昨岡神社の「スダジイ」 | 植物 |
| 2 | 一休寺 | 景観(花) |
| 3 | 甘南備山 | ハイキングコース・眺望点 |
| 4 | 国見山 | ハイキングコース・眺望点 |
| 5 | 飯岡丘陵 | 地形・地質 |



凡例

-  事業実施想定区域
-  景観資源
-  主要な眺望点

出典：「京都の自然200選」（京都府ホームページ）
 「きてみて枚方マップ 枚方八景」（枚方市ホームページ）
 「四季の見どころ花散歩」（京都府・市町村共同統合型地理情報システムGIS）
 「甘南備山マップ」（平成25年、公益社団法人新甘南備山保存会）

複数案の設定

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）

- 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業等が実施されるべき区域の位置、規模又は工作物の構造若しくは配置に関する複数案を適切に設定する

本配慮書における複数案の設定方針

本配慮書では、施設等の配置に係る複数案（2案）及び工作物の構造（2案）を設定

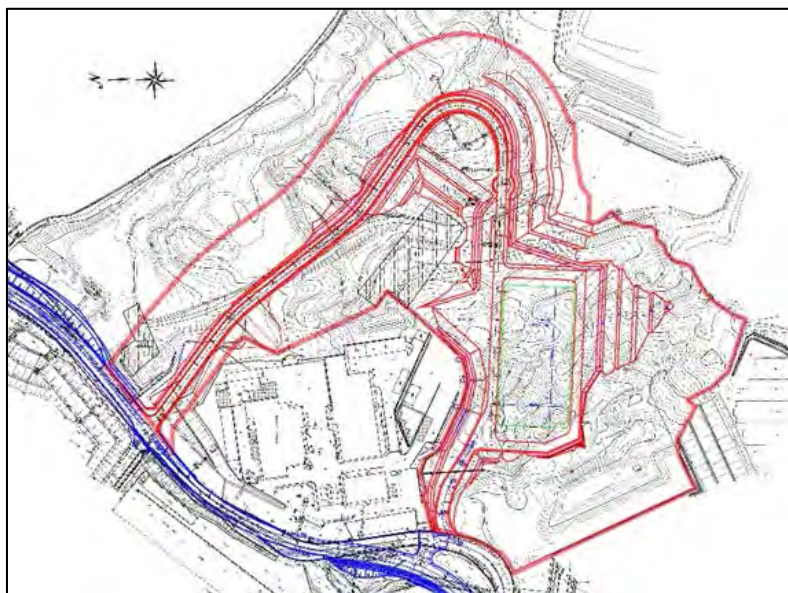
※以下の2点よりゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しない。

- ①現在稼働中の穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設の老朽化が進行。
- ②生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠。

施設等の配置に関する案

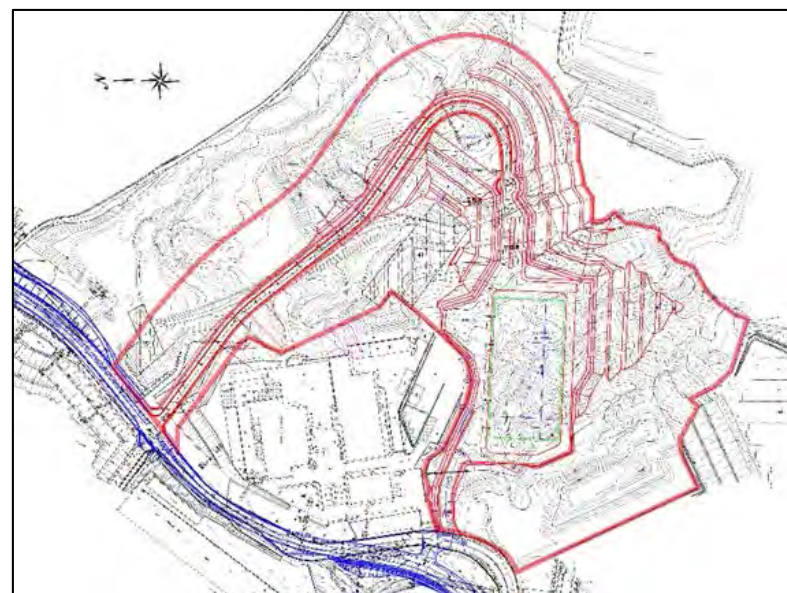
◆X案

- 造成箇所の計画地盤高が120m
- 造成規模の縮小に留意



◆Y案

- 造成箇所の計画地盤高が115m
- 幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意



工作物の構造に関する案

◆A案

- 煙突高さを100mとする
- 枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ

◆B案

- 煙突高さを59mとする
- 全国的に採用実績が多い

計画段階配慮事項の選定

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針 (平成11年京都府告示第276号)

- 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行う。

本事業における計画段階配慮事項の選定方針

- 事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ検討を行った結果、いずれの環境要素についても、重大な影響が生じる可能性は小さいと考える。
- ⇒本配慮書では、設定した複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定した。

計画段階配慮事項の選定

選定結果

| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 細区分 | 工事の実施 | | | | 存在及び供用 | | | |
|----------|---------------|-------------------------|--------------------------------|----------------------------|-------|----------------------|-------------|---------------|--------|--|
| | | | よる一時的な影響 造成等の工事に 建設機械の稼働 | 車両の運行 資材及び機械の 運搬に用いる | 雨水の排水 | 地形改変後の土地 及び工作物の存在 | 施設の稼働 運行 | 施設関係車両の 発生 | 廃棄物の発生 | |
| 大気 環境 | 大気質 | 二酸化硫黄 | - | - | - | - | ○ | - | - | |
| | | 浮遊粒子状物質 | - | - | ○ | - | ○ | - | - | |
| | | 窒素酸化物 | - | - | ○ | - | ○ | - | - | |
| | | ダイオキシン類 | - | - | - | - | ○ | - | - | |
| | | 有害物質（塩化水素、水銀） | - | - | - | - | ○ | - | - | |
| | 騒音及び 超低周波音 | 騒音レベル及び 超低周波音レベル | - | - | ○ | - | - | - | - | |
| | 振動 | 振動レベル | - | - | ○ | - | - | - | | |
| | 景観 | 主要な眺望点及び 景観資源並びに眺望景観 | - | - | - | - | ○ | - | - | |

 : 施設の配置に関する案（X案 or Y案）により違いが生じる項目
⇒ 資材等の運搬車両の運行に係る大気質・騒音・振動

 : 工作物の構造に関する案（A案 or B案）により違いが生じる項目
⇒ 工作物の存在・施設の稼働に係る大気質、景観

調査、予測及び評価の結果

調査の結果

| 項目 | 調査結果 |
|------------------------------|---|
| 1) 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況 | <ul style="list-style-type: none">• 調査地域には工場等が多く保全対象住居等は存在しない• 京田辺市・枚方市市街地の沿道には保全対象住居が存在。 |
| 2) 関係車両の走行ルートの状況 | <ul style="list-style-type: none">• 関係車両の走行ルートとなる国道307号は、事業実施想定区域がある区間では歩道のない2車線道路。• 枚方市域内及び事業実施想定区域の東側近傍で接続している京奈和自動車道の田辺西インターチェンジ以东においては、歩道のある2車線道路。 |

予測手法・条件

- 設定した複数案による掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数の程度を踏まえ、道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度について、定性的に予測した。

<予測条件>

| 複数案 | X案 (計画地盤高120m) | Y案 (計画地盤高115m) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 掘削土量 | 約16万m ³ | 約25万m ³ |
| 想定される残土等運搬台数 | 約3.3万台 | 約5.1万台 |
| 関係車両の 走行ルート沿道の保全対象 | 住居等が存在 | 住居等が存在 |

予測・評価の結果

- 想定される残土等運搬車両台数は、X案の方が少ないことから、X案の方が道路沿道における大気質・騒音・振動の影響は相対的に小さくなると予測される。

| 複数案 | X案 (計画地盤高120m) | Y案 (計画地盤高115m) |
|------------------------|--|---|
| 大気質・騒音・振動 に対する影響の程度 | <p>Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。</p> <p>従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。</p> | <p>X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。</p> <p>従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。</p> |

環境配慮の方針

- 工事の実施に当たっては、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。

※ 方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施工計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業における影響の低減を図る。

調査の結果

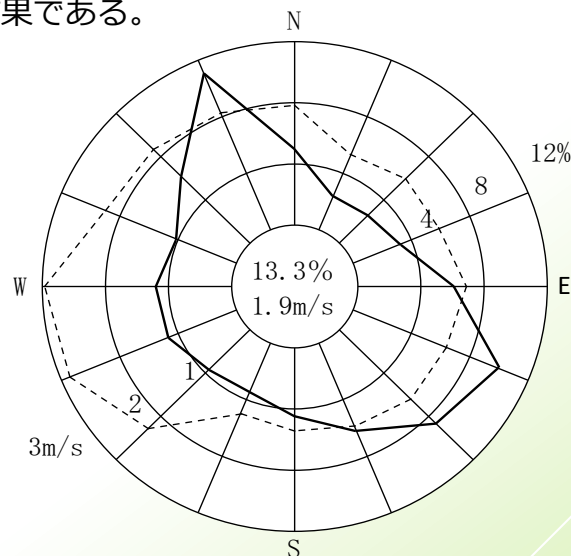
① 濃度

| 項目 | 測定局 | | 平均値 |
|---------|------|-------|----------------------------|
| 二酸化硫黄 | 枚方市 | 王仁公園局 | 0.002ppm |
| 二酸化窒素 | 京田辺市 | 田辺局 | 0.014ppm |
| 浮遊粒子状物質 | 京田辺市 | 田辺局 | 0.023mg/m ³ |
| ダイオキシン類 | 枚方市 | 王仁公園局 | 0.023pg-TEQ/m ³ |

- ※ 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は平成17年度～平成26年度の平均値。
 ダイオキシン類は平成21年度～26年度測定結果より設定。
 ※ 事業実施想定区域の最寄の測定局における測定結果である。

② 気象

- 年間の最多風向は、北北西の風が最も多く出現頻度は11.1%。次いで東南南東10.0%、南東8.7%であった。
- 年間の平均風速は1.9m/s。



— 風向出現頻度 (%)
 - - - 平均風速 (m/s)

上段：静穏出現率 (%)
 下段：平均風速 (m/s)
 静穏=0.5m/s未満

予測手法・条件

- 予測式** : 窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕に準拠し、ブルーム式・パフ式を用いて年平均値を予測した。
- 煙突排ガスの諸元** : 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画で定めた排出濃度を設定。また、排ガス量等は「ごみ処理施設台帳（平成21年度版）」におけるストーカ式の類似規模施設の数値のうち、最大の値を設定した。
- 気象条件** : 京田辺地域気象観測所の平成28年の測定結果を適用。

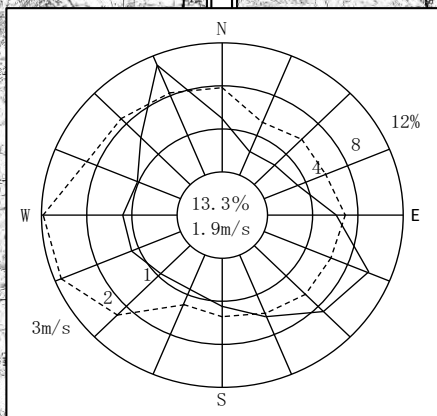
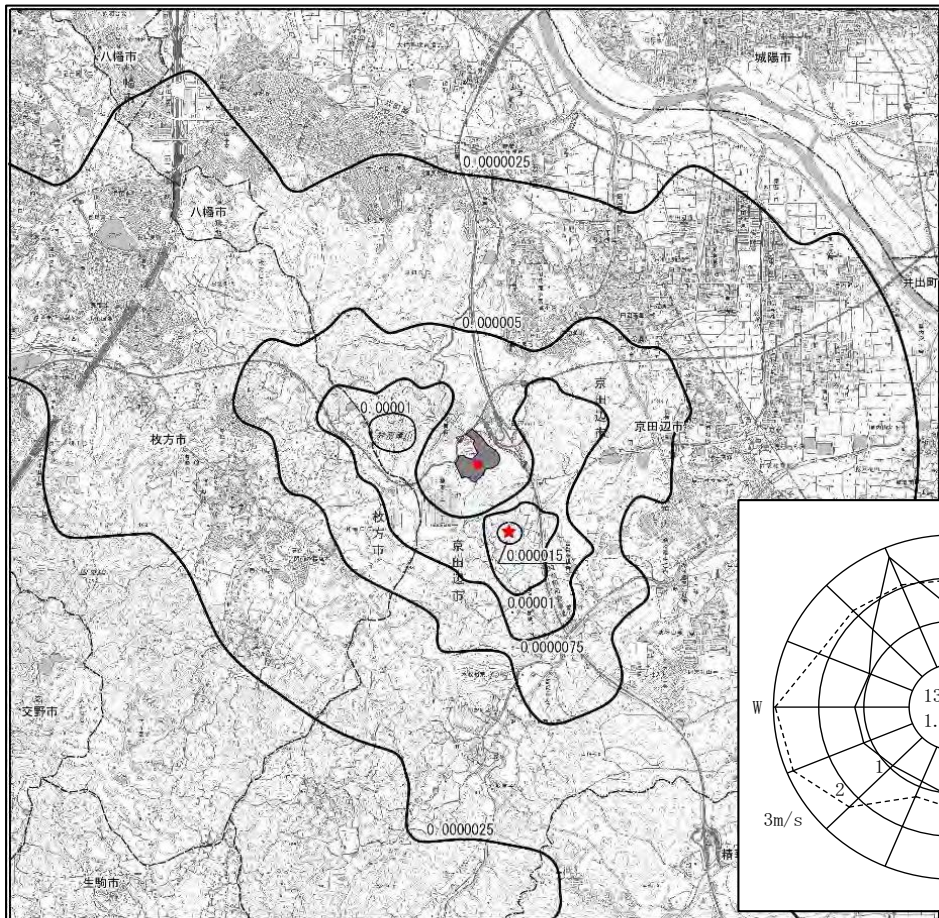
予測・評価の結果

- 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに、最大着地濃度地点における寄与濃度は、A案（煙突高さ100m）と比べ、B案（煙突高さ59m）の方が高くなると予測される。ただし、将来濃度（年平均値）は両案とも同程度の値となる。

| 項目 | 煙突高さ | BG濃度 (年平均値) ① | 寄与濃度 (年平均値) ② | 将来濃度 (年平均値) ①+② | 日平均値の 2%除外値又は 年間98%値 | 環境基準 |
|---------|---------|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| 二酸化硫黄 | A案：100m | 0.002ppm | 0.0000158ppm | 0.002ppm | 0.005ppm | 1時間値の1日平均値 が0.04 ppm以下 |
| | B案：59m | 0.002ppm | 0.0000237ppm | 0.002ppm | 0.005ppm | |
| 二酸化窒素 | A案：100m | 0.014ppm | 0.0000164ppm | 0.014ppm | 0.030ppm | 1時間値の1日平均値 が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン 内又はそれ以下 |
| | B案：59m | 0.014ppm | 0.0000245ppm | 0.014ppm | 0.030ppm | |
| 浮遊粒子状物質 | A案：100m | 0.023mg/m ³ | 0.0000158mg/m ³ | 0.023mg/m ³ | 0.053mg/m ³ | 1時間値の1日平均値 が0.10mg/m ³ 以下 |
| | B案：59m | 0.023mg/m ³ | 0.0000237mg/m ³ | 0.023mg/m ³ | 0.053mg/m ³ | |
| ダイオキシン類 | A案：100m | 0.023pg-TEQ/m ³ | 0.000079pg-TEQ/m ³ | 0.023pg-TEQ/m ³ | — | 年平均値が0.6 pg- TEQ/m ³ 以下 |
| | B案：59m | 0.023pg-TEQ/m ³ | 0.000118pg-TEQ/m ³ | 0.023pg-TEQ/m ³ | — | |

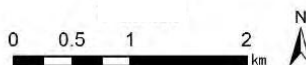
< A案 : 煙突高さ100m >

< B案 : 煙突高さ59m >



凡例

- 事業実施想定区域
- 煙突の想定位置
- 最大着地濃度地点



凡例

- 事業実施想定区域
- 煙突の想定位置
- 最大着地濃度地点



環境配慮の方針

- ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。

※ 方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

調査の結果 (現地踏査)

<主要な眺望景観の状況>

現地踏査日：

平成29年2月2日(木)、7日(火)

(※既存資料調査で把握された主要な眺望点からの眺望等の状況を把握)

① 甘南備山

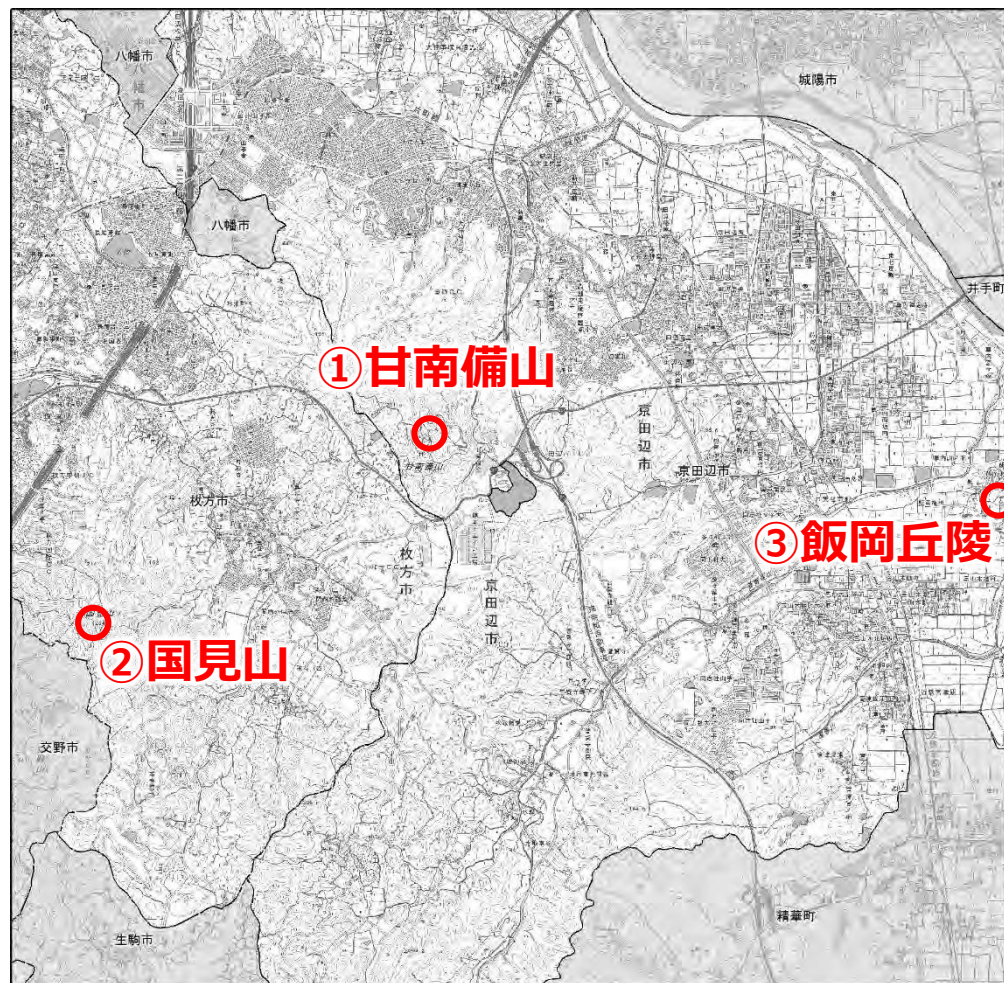
⇒事業実施想定区域方向の眺望が開けていない

② 国見山

⇒事業実施想定区域方向の眺望が開けているが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限定的

③ 飯岡丘陵

⇒事業実施想定区域方向の眺望が開けている



凡例

- 事業実施想定区域
- 主要な眺望景観

0 0.5 1 2 km



※影響の予測・評価：事業実施想定区域方向の眺望が開けている「②国見山」「③飯岡丘陵」を対象とした。

予測手法・条件

- 主要な眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測。
- 主要な眺望点からの施設（煙突）が視認される場合には、仰角又は俯角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測。

<予測条件>

| 複数案 | A案 | B案 |
|------|------------------|-----------------|
| 煙突高さ | 100m（頂部標高：約220m） | 59m（頂部標高：約179m） |

予測・評価の結果

| 複数案 | A案 | B案 |
|-----------------------|--|--|
| 眺望景観 に対する 影響の程度 | <p>景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。</p> <p>また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。</p> | <p>景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。</p> <p>また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。</p> |

予測・評価の結果① (国見山からの眺望)

- ・眺望点及び眺望の状況 : 事業実施想定区域の西南西約3.4kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約250mである。目前の樹木の先に甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られる。
- ・景観資源の視認状況 : 事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。

眺望景観 (A案: 煙突高さ100m)



仰角: -

眺望景観 (B案: 煙突高さ59m)



仰角: -

予測・評価の結果② (飯岡丘陵からの眺望)

- 眺望点及び眺望の状況** : 事業実施想定区域の東約3.8kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約60mである。高台の道路上からの地点であり、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望できる。
- 景観資源の視認状況** : 事業実施想定区域方向の眺望において、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。

眺望景観 (A案: 煙突高さ100m)



仰角 : 2.3度

眺望景観 (B案: 煙突高さ59m)



仰角 : 1.7度

環境配慮の方針

- 施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。

※ 方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、影響の低減に努める。

施設等の配置に関する総合評価

- 環境影響に係る比較・検討の結果、Y案（計画地盤高115m）に比べ、**X案（計画地盤高120m）の方が優位**である。

| 複数案 | X案(計画地盤高120m) | Y案(計画地盤高115m) |
|------|--|---|
| 総合評価 | <p>Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。</p> <p>従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。</p> | <p>X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。</p> <p>従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。</p> |
| | ○ | △ |

工作物の構造に関する総合評価

- 環境影響に係る比較・検討の結果、B案（煙突高さ59m）に比べ、**A案（煙突高さ100m）の方が優位**である。

| 複数案 | A案(煙突高さ100m) | B案(煙突高さ59m) |
|------|---|---|
| 総合評価 | <p>大気質の影響は、B案に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。</p> <p>また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、B案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。</p> | <p>大気質の影響は、A案に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。</p> <p>また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、A案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。</p> |
| | ○ | △ |